



明和

めいわ



古代米の田植え体験

5月12日、いつきのみや歴史体験館横の水田で、古代米の田植え体験が行われました。

植えられた古代米は、黒米と赤米の2種類。町内外から参加した家族連れなど40人の皆さんは、水田に一列に並びながら、手作業で丁寧に1株ずつ苗を植え込みました。

No.475
6 - 2007

まちの話題

ありがとうございました 中村の山本さんが100万円を寄付 町の交通安全に



町長に寄付金を手渡す山本さん（写真右）

4月27日、大字中村の山本善基さんが町役場を訪問され「町の交通安全対策のために」と、100万円を町に寄付いただきました。

山本さんは、昨年の12月にご自身の妻を交通事故で亡く

されました。寄付に際しては「悲惨な交通事故を減らし、わたしのように悲しむ遺族が、少しでも無くなれば」と話してくれました。

町では、この寄付金を活用させていただき、カーブミラ

ーやガードレールなど、交通安全施設の整備推進を図っていくことにしています。

山本さん、ありがとうございました。

城みちるさんの ボランティアコンサート

介護老人
福祉施設
明和苑で

4月13日、歌手の城みちるさんが、大字上野の介護老人福祉施設明和苑を訪問し、ボランティアコンサートを開催しました。

0人の皆さんは、城さんの歌声に盛んな拍手と声援を送り、楽しいひとときを過ごしました。



コンサートで熱唱する城さん

城さんは「歌で社会に恩返ししたい」と、平成18年1月から、全国の福祉施設の無償訪問をスタート。500施設の訪問を目標としており、同苑の訪問で247カ所目となるそうです。

城さんは、ヒット曲「イルカにのった少年」をはじめ、童謡など計7曲を熱唱。

施設に入所・通所などする約15

前行政相談委員
世古口さんに

総務大臣感謝状



感謝状を受け取る世古口さん（写真右）

町の前行政相談委員の世古口光夫さん（斎宮）に、総務大臣から感謝状が贈られました。

世古口さんは、平成11年4月から本年3月まで、8年間の長年にわたり、町の行政相談委員を務めていただきました。

行政相談委員は、行政の仕事についての相談などを受け、その解決などのための仕事を、無報酬で行っていた大切なものです。

役場庁舎で4月27日、総務省三重行政評価事務所の井上則雄所長から、世古口さんに感謝状が手渡されました。



創作盆栽作品展の様子

明和山草会が

「斎王を偲（しの）ぶ雅展」を開催

創作盆栽の作品展や野だてなど

明和山草会（中村勝博会長）が4月21日と22日の両日、同会の発足20周年を記念した「斎王を偲（しの）ぶ雅展」を、中央公民館大集會場で開催しました。

この催しでは、会員28人の

創作盆栽約150点の展示のほか、押し花同好会の作品展や「斎王（いつき）の舞い」写真展、野だてなどが行われ、近隣市町の山草会をはじめ、町内外から大勢の人が来場しました。

明和山草会では例年、春と秋の年2回作品展を開催しています。今回は20周年を記念し、趣向を凝らしたものを開催したいと、同会顧問の西川治さん（坂本）が内容を企画。明和町をアピールして「斎王」をテーマに考えたとのことで

次回の作品展も「町をアピールしたテーマを定めて開催したい」と話していました。また、会場入り口では、福祉チャリティーとして会員が手がけた山野草の販売なども行われ、収益は社会福祉に役立てて欲しいと町に寄付されました。

「とまとーず」の交通安全教室

旭ヶ丘幼稚園で



交通安全教育指導員の話聞く園児たち

旭ヶ丘幼稚園で4月24日、交通安全教育指導員「とまとーず」の交通安全教室が開か

れ、56人の園児とその保護者

の皆さんが、一緒に楽しく交通事故防止について学びました。

「とまとーず」は、松阪多気地区交通安全対策協議が導入を図り、公募で集まった8人の女性に指導員を委嘱。昨年9月から活動を始め、交通安全教室では、歌を歌ったり、体を動かしたりして、楽しく交通事故防止を学べるプログラムを実践しています。

この日は、2人のとまとーずが来園。「とまとの『と』は、止まるの『と』」の「とまとーず」の歌で教室が始まり、園児たちも一緒に合唱。最後は「交差点では、止まる、まつ、とび出さない」と元氣よく約束して、教室を終わりました。

園児が退場した後は、保護者の皆さんを対象に、子どもを事故から守る点を説明。親と一緒にいても事故に遭っているとの統計の説明などに、保護者の皆さんも、交通安全の意識を新たにしていま

した。とまとーずは順次、町内の幼稚園、保育所などで交通安全教室を行います。

安心して
暮らせる
町づくりの
ために

平成18年度

環境現況調査の実施結果

10地点で調査、状況変化見られず現状維持

測定地点と測定結果

7 北藤原共同倉庫	地下水
ダイオキシン類	0.068pg-TEQ/ℓ

8 志貴西光寺	地下水
有害物質	基準値以下

5 斎宮小学校	土壌	地下水
ダイオキシン類	5.9pg-TEQ/g	0.067pg-TEQ/ℓ
有害物質	基準値以下	

1 みどり保育所	大気
ダイオキシン類	0.038pg-TEQ/m ³

10 勝見乾事務所	地下水
有害物質	基準値以下

3 大堀川新田	大気	土壌	地下水
ダイオキシン類	0.054pg-TEQ/m ³	1.5pg-TEQ/g	0.069pg-TEQ/ℓ

2 大淀小学校	地下水
有害物質	基準値以下

4 御厨野	地下水
有害物質	基準値以下

9 大淀南区公民館	地下水
有害物質	基準値以下

6 新茶屋八柱神社	地下水
有害物質	基準値以下

用語の解説

【ダイオキシン類の耐容1日摂取量】

人の体重1kg当たり4ピコグラム (pg-TEQ/kg/日)

ー 環境基準 ー

大気：1立方メートル当たり0.6ピコグラム (pg-TEQ/m³) (年平均値)

土壌：1グラム当たり1,000ピコグラム (pg-TEQ/g) 以下

水質：1リットル当たり1ピコグラム (pg-TEQ/ℓ) 以下 (年平均値)

【pg】

ピコグラムと呼び、1兆分の1グラムのこと

【TEQ】

毒性等量といい、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を2、3、7、8-テトラクロロジベンゾパラオキシンに換算したもの

調査の結果

ダイオキシンの平均濃度は、大気0・054ピコグラム

町では、平成9年度から行っている環境現況調査を平成18年度も引き続き実施し、大気・土壌・地下水のダイオキシン類濃度などを測定検査しました。

この調査は、町の環境の現況を把握し、今後の環境保全施策の基本資料にすることを目的としています。

測定期間は、昨年4月から今年の3月。ダイオキシン類の調査地点は、大気2地点・土壌2地点、地下水については、ダイオキシン類調査と併せて9地点で環境基準項目の測定を行いました。

土壌3・7ピコグラム、地下水0・068ピコグラムと、いずれも「環境基準」(右用語の解説参照)を下回る値でした。

河川水については、環境基準地点で、BOD(生物化学的酸素要求量)河川の汚濁を測る代表的な指標。次ページ参照)などが、数回環境基準を上回りましたが、カドミウムや全シアンなどの有害物質については、環境基準を下回っていました。

以上のことから、平成18年度の明和町の環境の現況については、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染による著しい状況変化は見られず、現状を維持しているものと考えられます。

—わたしたちのまちのごみ—

30.5%が
リサイクルに

●平成18年度 品目別収集量調べ

	収集品目	重量 (ト)
資源に ならないごみ	可燃物	6,033
	不燃物	85
	粗大	238
	プラスチック類	110
資源 ごみ	資源瓶	127
	ペットボトル	28
	紙類	1,269
	布類	63
	缶・鉄類	183
	アルミ	26
	蛍光管	3
	乾電池	8
	総重量	8,173

※上記総重量の中には、水分量2,214トを含んでいます。

●品目別収集割合

	収集品目	割合 (%)
資源に ならないごみ	可燃物	73.81
	不燃物	1.04
	粗大	2.91
	プラスチック類	1.35
資源 ごみ	資源瓶	1.55
	ペットボトル	0.34
	紙類	15.52
	布類	0.77
	缶・鉄類	2.24
	アルミ	0.32
	蛍光管	0.04
	乾電池	0.10

明和町での平成18年度のごみ処理総重量は上記のとおりで、リサイクル率(注)は30.5%になりました。

この中には子ども会・老人会・PTAなどの各種団体が集団回収などしていただいた紙・布・空き缶なども含まれます。集団回収で集められた資源ごみは、紙類が591ト、布類が18ト、アルミ缶が7トとなっています。

また、可燃ごみの中には、総重量の約3分の1ほどの水分が含まれています。これらは各家庭で生ごみなどの水切りを徹底することで、大幅に減量することができます。皆様のご協力をお願いします。

(注) 資源ごみ排出量÷(総排出量-可燃ごみ水分量)

調査地点ごとの測定項目

No	調査地点	大気	土壌	地下水
1	みどり保育所	●		
2	大淀小学校			○
3	大堀川新田	●	●	●
4	御厨野			○
5	斎宮小学校		●	●○
6	新茶屋八柱神社			○
7	北藤原共同倉庫			●
8	志貴西光寺			○
9	大淀南区公民館			○
10	勝見乾事務所			○

注：●はダイオキシン類測定地点

○は地下水にかかる環境基準項目測定地点

採水日(5月9日)

河川名	項目			
	PH	BOD	SS	DO
祇 川(下御糸橋)	7.1	0.7	2.0	6.9
笹笛川(八木戸橋)	7.6	1.5	6.0	7.4
大堀川(大堀川橋)	6.5	1.9	14.0	5.9
参考：B類型(笹笛川)の環境基準値	6.5以上 8.5以下	3.0以下	25.0以下	5.0以上

※PH(水素イオン濃度=水の酸性、アルカリ性の程度を示し、7前後が標準河川水)、BOD(生物化学的酸素要求量=水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の汚濁を測る代表的な指標)、SS(浮遊物質質量=水中に浮遊している微細な固型物の量)、DO(溶存酸素=水中に溶解している酸素量で、汚濁が著しい河川では通常低い値を示し、魚類が生存できなくなる)

三河川の水質

6月は海洋環境保全推進月間

海上保安庁では、6月の1カ月間を海洋環境保全推進月間と定め、「未来に残そう青い海」をスローガンに、各種海洋環境保全思想普及活動を実施しています。

「青い海」は次世代を担う子どもたちへのかけがえのない財産です。

青い海を守るために、次のことを守りましょう。

■各家庭の台所から、天ぷら油や野菜くず、食べ残しなどを流さない。

■海に、ごみや空き缶などのポイ捨てをしない。

■釣りの時に出たごみは、各自で責任を持って持ち帰る。



平成19年度から

住民税が変わります



地方分権を積極的に進めるため、国から地方への税源移譲が行われます。そのため所得税(国税)を減らし、住民税(地方税)を増やすことになります。それぞれの税率を変えるだけでなく、「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。ただし、定率減税の廃止など税源移譲以外にも改正がありますので、これらの影響により、多くの方が実際の負担額は増えることになります。

税源移譲に伴う税制改正

■住民税の税率の変更

従来の3段階の「超過累進構造」から、一律10%の「比例税率構造」に。

平成18年度分まで			平成19年度分から		
課税所得	町民税率	県民税率	課税所得	町民税率	県民税率
200万円以下	3%	2%	一律	6%	4%
700万円以下	8%—10万円				
700万円超	10%—24万円	3%—7万円			

この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。

■所得税の税率の変更

住民税の増額に伴う税負担が極力変わらないようにするため、所得税の累進構造を4段階から6段階に細分化。

平成18年分まで		平成19年分から	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
		330万円以下	10%—97,500円
900万円以下	20%—33万円	695万円以下	20%—427,500円
		900万円以下	23%—636,000円
1,800万円以下	30%—123万円	1,800万円以下	33%—1,536,000円
1,800万円超	37%—249万円	1,800万円超	40%—2,796,000円

「平成19年分の所得税」とは、平成19年1月～12月の間に支払いを受ける給与や年金などから源泉徴収される所得税、または平成20年2月～3月の確定申告により納付などをする所得税です。

■人的控除の差に基づく負担増の減額措置(調整控除)

住民税と所得税では、配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があります。そのため、税源移譲により納税者の税負担が変わらないように住民税の減額措置が講じられます。

住民税と所得税の人的控除額(主なものを抜粋)		住民税	所得税	控除額の差
○課税所得金額が200万円以下の場合				
次に掲げる①と②のいずれか小さい額の5%				
①人的控除額の差の合計額	配偶者控除	33万円	38万円	5万円
②課税所得金額	扶養控除	33万円	38万円	5万円
○課税所得金額が200万円超の場合	特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
{人的控除額の差の合計—(課税所得金額—200万円)}×5%	基礎控除	33万円	38万円	5万円
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。				

■その他の税制改正

◎65歳以上の人に対する非課税措置の廃止に伴う特例措置

平成17年1月1日現在、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する特例措置として、平成18年度は税額の3分の2が減額されましたが、平成19年度は税額の3分の1が減額されます。この特例措置は平成20年度に廃止されます。

◎定率減税の廃止

景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税が、経済状況の改善などを踏まえ、平成19年6月徴収分から廃止されます。なお、所得税の定率減税については、平成19年1月徴収分(自営業などの人は平成20年2月～3月の確定申告時)から廃止されています。

住民税の具体的な計算例

税源移譲と税制改正により、以下のように変わります。

モデル① 給与収入600万円、妻と子ども2人を扶養、社会保険料50万円の場合

給与所得：600万円（給与収入）÷4=150万円⇒150万円×3.2=480万円

控除額合計：33万円（配偶者控除）+66万円（扶養控除）+50万円（社会保険料控除）+33万円（基礎控除）=182万円

∴480万円-182万円=244万円（課税所得）

平成18年度分

町民税所得割額：244万円×8%=19,520円

県民税所得割額：244万円×2%=4,880円

定率減税額：（19,520円+4,880円）×7.5%=1,800円

町民税・県民税均等割額：4,000円

∴19,520円+4,880円-1,800円+4,000円=24,600円

（平成18年分所得税：201,600円）

平成19年度分

町民税所得割額：244万円×6%=14,640円

県民税所得割額：244万円×4%=9,760円

定率減税額：廃止

調整控除額：2,500円

町民税・県民税均等割額：4,000円

∴14,640円+9,760円-2,500円+4,000円=25,900円

（平成19年分所得税：126,500円）

モデル② 75歳で年金収入300万円、妻75歳を扶養、社会保険料25万円の場合

年金雑所得：300万円（年金収入）-120万円=180万円

控除額合計：38万円（配偶者控除）+25万円（社会保険料控除）+33万円（基礎控除）=96万円

∴180万円-96万円=84万円（課税所得）

平成18年度分

町民税所得割額：84万円×3%=25,200円

県民税所得割額：84万円×2%=16,800円

定率減税額：（25,200円+16,800円）×7.5%=3,200円

町民税・県民税均等割額：4,000円

∴25,200円+16,800円-3,200円+4,000円=42,800円

（平成18年分所得税：62,100円）

平成19年度分

町民税所得割額：84万円×6%=50,400円

県民税所得割額：84万円×4%=33,600円

定率減税額：廃止

調整控除額：7,500円

町民税・県民税均等割額：4,000円

∴50,400円+33,600円-7,500円+4,000円=80,500円

（平成19年分所得税：34,500円）

住宅バリアフリー改修

固定資産税が減額されます

住宅のバリアフリー改修工事を行い、要件を満たす場合、その住宅の固定資産税が減額される制度が、4月1日から定められました。

減額される税額は、改修した住宅の床面積が、最高で100平方メートルまでの分で、税額の三分の一が1年間減額されます。

制度の対象となる家屋（住宅）の要件は、次のとおりです。

①平成19年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅は除きます）

②申告時に、次のいずれかの人が居住していること

▽65歳以上（申告をする翌年の1月1日現在の年齢）の人▽要介護認定または要支援認定を受けている人

▽障害（精神・身体障害など）のある人

③高齢者などの居住の安全性、介助の容易性の向上のため、次のいずれかの改修工事が行われたもの

▽廊下などの拡幅工事▽階段の勾配の緩和工事▽浴室の改良工事▽便所の改良工事▽手すりの取り付け

工事▽床の段差の解消工事▽出入り口の戸の改良工事▽床表面の滑り止め加工工事

④1戸あたりのバリアフリー改修工事費で、工事費から補助金などを除いた金額が、30万円以上の工事

⑤工事の完了時期が、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの工事

※新築住宅に対する減額や、住宅耐震改修に伴う減額を受けている家屋については、併用しての減額は受けられません。申告方法など、詳しくは税務課課税第二係（TEL 52-7113）までお問い合わせください。

今月のひとまちふれあい企画

【楽しい手作り教室】

●伊勢型紙教室

伊勢型紙で、夏の色紙を作ります。

■とき 6月25日(月) 午後1時30分～4時

■ところ 町人権センター

■講師 山中師之さん(北藤原)

■定員 15人(定員になり次第締め切り)

■参加費 300円

■受講資格 町内に在住の人

■持ち物 新聞紙4～5枚



●陶芸教室

色の異なる粘土を練り合わせる「練り上げ技法」で、お皿を作ります。

■とき 7月7日(土) 午前9時30分～正午

■ところ 町人権センター

■講師 印藤友一さん、印藤幸恵さん(大台町 幸翔窯)

■定員 30人(定員になり次第締め切り)

■参加費 3,000円

■受講資格 町内に在住の人

■持ち物 エプロン・タオルなど

※各教室とも、参加申し込みは6月18日(月)～22日(金)の午前9時～午後5時に、町人権センター(TEL55-3052)へ。詳しくは、同センターへお問い合わせください。



人権課 TEL52-7116・FAX52-7133
町人権センター TEL・FAX55-3052

学校教育課 TEL52-7123・FAX52-7133
生涯学習課 TEL52-7124・FAX52-7133

短歌や俳句などの 作品を募集

まなびすて～しゅん

「まなびすて～しゅん」とは、町教育委員会が実施する講演会や講座など、行事の総称です。

まなびすて～しゅんでは、「命・愛」をテーマにした俳句や短歌などの作品を、次のとおり募集します。

■募集分野 短歌、俳句、一行詩、イラスト(各作品は

未発表のものに限ります)
■募集期間 6月1日(金)～7月31日(火)

■応募方法 町教育委員会学

校教育課・町中央公民館に備え付けの応募用紙、または任意の用紙に、作品と住所・氏名(希望の人は作品紹介時のニックネームを追記)・年齢・募集分野を記入。イラストは、はがきサイズ(縦15センチ・横10センチ)とします

■応募先 応募用紙備え付けの各窓口(直接提出、または郵送(〒515-0332 明和町大字馬之上945 明和町教育委員会学校教育課 まなびすて～しゅん係、ファックス(52)7133)、Eメール(gakkou@townmie-miwa.lg.jp)で応募

※複数作品の応募も可能です。なお、応募作品の返却はしません。また、作品は審査のうえ表彰し、町中央公民館で応募作品の展示を行います。詳しくは、学校教育課(TEL52-7123)へ。

浴衣を

着てみませんか

中学生の人でも、一人で浴衣を着られるようになりま

す。短時間で、簡単に着ることのできる方法で教えていただきます。

■とき 6月23日(土) 午前10時～11時30分

■ところ 町人権センター

■定員 10人(定員になり次第締め切り)

■参加費 無料

■持ち物 浴衣、肌着、腰ひ

人権擁護委員を

ご存知ですか

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の皆さんです。

明和町では、5人の人権擁護委員が、人権に関する相談を受けるために、年に4回(6・9・12・2月)の特設人権相談所の開設や、街頭における啓発などの活動を行っています。

町の人権擁護委員は、次の皆さんです。

▽日野朝男さん

▽西岡道代さん

▽瀧 貴代香さん

▽渡邊幸宏さん

▽田中紀正さん

※詳しくは、人権課(TEL52-7116)へ。

も2本、前板、半幅帯

■受講資格 町内に在住または在勤の人

■申込方法 6月18日(月)～22日(金)の午前9時～午後5時に、町人権センターへ

※詳しくは、町人権センター(TEL55-3052)へ。

木造住宅耐震化のお知らせ

木造住宅の耐震化をするためには、まず「耐震診断」を行います。

耐震診断の結果(総合評点が1.0未満の場合、その弱点を解消するために「補強計画(補助有り)」を立て、計画に基づき「補強工事(補助有り)」を行います。

住宅耐震化の第一歩が耐震診断

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、無料で耐震診断ができます。

診断結果が分かれば補強計画

町が実施する耐震診断を受けた結果、総合評点が1.0未満と診断された木造住宅について、補強計画にかかる費用の二分の一、または10万円と比較して、いずれか少ない額を補助します。

補強計画に基づき補強工事

①木造住宅耐震補強補助

町が実施する耐震診断を受けた結果、総合評点が0.7未満と診断された木造住宅について、世帯構成員が60歳以上、

または世帯所得額が月額39万円以下のいずれかの条件を満たし、補強計画に基づく補強工事を行った場合、工事にか

かる費用の三分の二、または60万円と比較して、いずれか少ない額を補助します。
②木造住宅耐震部分補強補助
町が実施する耐震診断を受けた結果、総合評点が1.0未満と診断された木造住宅について、補強計画に基づく部分的

な工事(居間や寝室だけの部分的な補強など)を行った場合、工事にかかる費用の三分の一、または20万円と比較して、いずれか少ない額を補助します。
※詳しくは、企画課(TEL 52, 7112)へ。

シリーズ『自分の身は自分で守ろう!』

みんなでやろう 地震対策

～大切な人を守るために～

4月15日(日)に三重県中部で発生した地震は、最大震度5強、明和町でも約3年ぶりとなる最大震度3を記録しました。

幸いにも明和町で被害はありませんでしたが、近年発生するという「東海・東南海・南海」地震は、明和町での最大震度が6強ともいわれ、相当な被害が出るものと予想されます。

その被害を最小限に抑えるためには、皆さん一人ひとりが「慌てずに」「適切な」行動をとる事がとても大切です。

そのために、日ごろから地震に備えて、いざというときに落ち着いて行動できるよう、対策をしておきましょう。

■地震に備えて(7つのチェックポイント)

- ①家具の転倒防止対策はできていますか？(できれば家・塀の補強も)
- ②ガラスの破壊・とびちり対策はできていますか？
- ③避難通路は確保できていますか？
- ④火災への対策はできていますか？
- ⑤夜間や就寝時に発生したときの対策はできていますか？
- ⑥断水への対策はできていますか？
- ⑦家族の安否確認対策はできていますか？

■地震...そのときに(9つのポイント)

- ①その瞬間は、まず自分自身で命を守る。
- ②素早く火の始末をする。
- ③窓や戸を開け出口を確保する。
- ④慌てて外に飛び出さない。
- ⑤ガラスの破片に注意する。
- ⑥家族や近所の安否を確かめる。
- ⑦協力し合って救出・救護する。
- ⑧避難の前に電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- ⑨門や塀には近寄らない。

■津波から身を守る

海岸付近で地震を感じたときは、たとえ揺れが弱くても、とにかく直ちに避難しましょう。

児童手当の手続きは 福祉課へ！

お問い合わせ先
福祉課TEL52-7115

児童手当とは、小学校修了前までの児童（支給対象児童という）を養育している人に手当を支給し、家庭生活の安定と、次世代の社会を担う児童の健全な育成を図ることを目的とした制度です。

支給要件児童が3歳未満の場合、一律で月額1万円が支給されます。3歳以上の場合、第1子・第2子は月額5千円が、第3子以降は月額1万円が、それぞれ支給されます（第1子などの数え方は、18歳到達後の最初の年度末までにある養育児童のうち、何人目にあたるかをいいます）。ただし、児童手当認定申請書を提出しないと支給されません。また、前年（1月から5月までの月分の手当は前々

年）の所得が、その年の税法上の扶養人数に応じて定められた額（所得制限限度額）を超える場合は、支給されません（次ページの表を参照ください）。

現在、児童手当を受給しておらず、小学校修了前までの児童（平成7年4月2日以降に生まれた児童）を養育し、所得制限限度額を超えていない人は、認定請求申請をしてください（公務員は職場で申請）。

手当の支給は、申請をした月の翌月分からになります。以前に認定申請が所得制限によりもらえなかった人も、その年の扶養人数や所得の状況で審査をするため、児童手当を受給できる可能性があります。

ますので注意してください。また、国民年金に加入している、所得制限限度額を超えていたため却下になった人が厚生年金などに加入した場合も、受給できる可能性があります。

公務員の場合

公務員は、所属庁の長に請求していただくことになっています。

児童手当現況届の提出

児童手当を受給している人は、児童手当現況届により、

毎年6月1日現在の状況を届け出なければなりません（今年5月に認定請求書を提出した人を除く）。

この届けは、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか（所得額が先述の所得制限限度額を超えていないかなど）を確認するためのものです。この届けを提出しないと、6月以降の児童手当が支給されなくなりますので、注意してください。

児童手当を受給している人は、6月29日（金）までに提出してください。なお、児童手当を受給している人には、6月上旬に福祉課から現況届を送付します。添付書類が必要になる場合がありますので、該当すると思われる人は早目に準備してください。

必要な添付書類

児童手当認定請求書や児童手当現況届に必要な添付書類は、次のとおりです。

①健康保険被保険者証のコピーなど

国民年金に加入している人は提出不要ですが、会社員や

団体職員など、厚生年金などに加入している人は、提出が必要ですが。

※コピーを提出する場合は、余白に勤務先名を記入して提出してください。

②児童手当用所得証明

平成19年1月1日に、ほかの市町村に住所を置いていた人は、前住所地の市町村発行の「児童手当用の所得証明」の提出が必要です。

③別居監護申立書・児童の属する世帯全員の住民票

支給対象児童の住所が他市町村にある場合は「別居監護申立書」の提出が必要です。その際、支給要件児童が属する「世帯全員の住民票」も必要です。該当する人は、認定請求書や現況届を提出する際に、申立書を書いていただきますので「世帯全員の住民票」と印鑑を持参してください。※詳しくは、福祉課（TEL 52-7115・ファックス 52-7137）へ。



ご利用ください

寝具類などの

洗濯・乾燥消毒サービス

町では、要援護高齢者の使用する寝具類などの洗濯・乾燥消毒サービスを実施しています。どうぞ、ご利用ください。

■とき 7月中旬
■申し込み締切日 6月末日

■対象者 町内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、または高齢者のみの世帯に属する人で、疾病などの理由により寝具類の衛生管理が困難な人
■対象寝具 掛布団・敷布

児童手当 平成19年度所得制限限度額

扶養親族などの数	国民年金に加入されている人など	厚生年金などに加入されている人
0	460万円	532万円
1	498万円	570万円
2	536万円	608万円
3	574万円	646万円
4	612万円	684万円
5	650万円	722万円

☆所得税法に規定する老人控除対象配偶者、または老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

☆扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族などが、老人控除対象配偶者または老人扶養親族などであるときは44万円）を加算した額。

☆所得額とは、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の総所得（地方税法に規定する総所得・退職所得・山林所得・譲渡所得など）から、以下の額を差し引き、さらに8万円を差し引いた額をいう。

- ①地方税法に規定する雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除を受けた場合は、それに相当する額。
- ②障害者控除・寡婦（寡夫）控除・勤労学生控除を受けた場合は、それぞれ、障害者控除1人につき27万円（特別障害者である場合は40万円）、寡婦（寡夫）控除27万円（特定の寡婦である場合は35万円）、勤労学生控除27万円。

※扶養親族などの数は、税法上の控除対象配偶者および扶養親族の数をいいます。

団・毛布の3点セット

■利用料金 1セットにつき、サービス提供に伴う費

用額の1割（630円程度）
※詳しくは、福祉課高齢者福祉係（TEL 52-7127）へ。

学校図書の整理や草刈りなど

幼稚園、小・中学校の

支援ボランティアを募集中

教育委員会では、今年度も町内幼稚園、小・中学校の教育活動に地域の教育力をいか

すため、保護者や地域の人による学校支援（お手伝い）をしていただけるボランティア登録

会員を、次のとおり募集しています。

■ボランティアの種類（例）

▽環境整備支援Ⅱ①学校図書の整理、教材・教具の作成など②校舎の補修、草刈り、植木の剪定（せんてい）など

▽教育活動支援Ⅱ③教科指導の補助など④行事やクラブ活動の指導など

■活動期間 原則として1年間（毎年度募集 1回2時間程度）

■応募資格 町内または近隣市町在住者

■募集期間 随時募集中

■応募方法 町内幼稚園、小・中学校、教育委員会窓口へ申し込んでください（電話・ファックスも可）。また教育委員会ホームページからEメールで申込み可（URL: <http://www.town.meiwa.mie.jp/edu/index.html>）

■そのほか 申込みいただいた人は「学校ボランティアリスト」に登録され、ボランティア活動保険に加入

※詳しくは、教育委員会学校教育課（TEL 52-7123・ファックス 52-7133）へ。



町民バスに乗ってみませんか！

子育てサポーターデー

養成講座を開催

明和町家庭教育推進協議会では、次のとおり「子育てサポーターデー養成講座」を開催します。

昨年に引き続き明和町ファミリー・サポート・センターの援助会員育成のための講座と共同で行います。全8回受講された人は、同センターの援助会員に登録できます。少し空いた時間で、子育て支援活動をしてみたいと思う人、子育てについて学びたい人など、どなたでも参加できます。皆さんの参加をお待ちしています。

第1回

「地域の子育て支援について」
相互援助活動とは

■とき 6月21日(木) 午前9時30分～11時30分(受け付け・開講式・オリエンテーション 午前9時30分～10時)
■ところ 中央公民館2階視聴覚室
■講師 NPO法人三重みなみ子どもネットワーク 秋山則子さん

第2回

「子どもの食事と健康」～子どもの体からSOSが～

■とき 6月27日(水) 午前10時～正午
■ところ 中央公民館2階視聴覚室
■講師 三重中京大学短期大学部 食物栄養学科 准教授 馬場啓子さん

第3回

「家庭における小児疾患・けがの対応(応急手当)」

■とき 6月29日(金) 午前9時～正午
■ところ 保健福祉センター2階和室
■講師 日本赤十字社三重県支部 看護師 富内直美さん

第4回

「親から子へ伝える日本の遊び」

■とき 7月3日(火) 午前10時～11時30分
■ところ 中央公民館2階視聴覚室

第5回

「子どもの心と体の健康」

■とき 7月8日(日) 午前10時～正午
■ところ 中央公民館2階視聴覚室
■講師 小児科医 うめもと 和さん

第6回

「子育て・親育ち」～次世代に伝えられること～

■とき 7月10日(火) 午前10時～正午
■ところ 中央公民館2階中会議室

第7回

「子育て中の方たちへ」～心のケアのために～

■とき 7月17日(火) 午前10時～正午
■ところ 中央公民館2階中会議室
■講師 第6回講座と同じ

第8回

「身近なところの子育て支援」～地域で育む子どもの成長～(実践報告・ワークショップ)

■とき 7月19日(木) 午前10時～正午(閉講式 午前11時30分～正午)
■ところ 中央公民館2階中会議室

献血のお知らせ

■とき 6月6日(水) 午後2時30分～4時
■ところ 役場
■内容 400mlの献血

■講師 三重中京大学短期大学部 子ども学科 教授 島崎 良さん

■講師 NPO法人みえ親子・人間関係研究会代表 河合卓子さん

■報告者 ファミリー・サポート・センター援助会員

【共通事項】

■参加費 無料
■申し込み 6月15日(金)までに、教育委員会生涯学習課 (TEL 52・7124・ファックス 52・7133・Eメール syougai@town.mie-miwa.jp)へ
■そのほか 全8回参加のほか、個別参加も可能。5回以上参加した人には、修了証書を授与
※希望される人には、ボランティアによる託児(1回1人300円)を行います。詳しくは、申し込み先へお問い合わせください。

- 人)
- 内容 ベビーマッサージや赤ちゃんの遊ばせ方、楽しむ育児についてなど
 - 講師 チャイルドボディワークセラピスト 中村幸美さん(助産師)
 - ところ 保健福祉センター
 - 受付時間 午前9時50分まで(11時30分終了予定)
 - 持ち物 母子健康手帳・バスタオル1枚(必要な人はお茶・果汁・ミルクなど)
 - 申し込み 定員15人になり次第締め切り。前日までに保健福祉センターへ



各種がん検診・若人検診

6月11日(月)から予約開始

各種がん検診

- とき 7月1日(日)
- ところ 保健福祉センター
- 内容・時間 ▽胃がん検診 午前8時～10時 ▽乳がん検診 午前9時30分～11時 (エコー検査)・午後1時～2時30分 (マンモグラフィ検査) ▽子宮がん検診 午後1時～2時
- 検診料金・定員 ▽胃がん検診 1000円・50人 ▽乳がん検診 各700円・各40人、▽子宮がん検診 700円・50人
- ※胃がん検診は30歳以上の方が対象です。前日午後9時以降の飲食はしないでください。胃の手術をされた人は受けられません。
- ※乳がん検診のエコー検査は50歳未満、マンモグラフィ検査は50歳以上の人が対象です。乳がん検診を受けられる人は、バスタオルをお持ちください。授乳中の方は受けられません。なお、本年度からマンモグラフィ検査は2年

に1度の受診となりました。そのためマンモグラフィ検査の予約は、昭和の奇数年生まれの人のみ受け付けます。※子宮がん検診は20歳以上の人が対象です。

若人検診

- とき 7月6日(金) 午前9時～11時
- ところ 保健福祉センター
- 定員 50人
- 負担金 700円
- 対象者 20～39歳までの男女
- 検診内容 身長体重測定、血圧検査、血液検査(貧血・脂質・肝機能など)、心電図、骨密度検査(超音波の検査)
- ※各種がん検診・若人検診の受診予約申し込みは、いずれも6月11日(月)から開始し、定員になり次第締め切ります。申し込み・問い合わせは、保健福祉センター(TEL 52・7127)へ。

■町内の刑法犯認知件数(平成19年4月1日～30日)

手 口	件数(先月比)	手 口	件数(先月比)
空き巣狙い	0(±0)	強制わいせつ	0(±0)
忍び込み	0(-2)	路上強盗	0(±0)
ひったくり	0(±0)	その他	20(+5)
車上狙い	4(+1)	合 計	24(+4)

※「自販機荒らし」に要注意!

■町内の交通事故発生状況(平成19年5月15日現在)

	4月16日 ～5月15日	今年1月 からの累計	昨年同時期 との比較
交通事故総件数	54件	270件	+25件
人身事故件数	16件	63件	+10件
軽症者数	20人	97人	+33人
重傷者数	1人	3人	±0人
死者数	0人	0人	-1人
物損事故件数	38件	207件	+15件

～ 自転車も ハンドル握れば ドライバー ～

各種検診など

お問い合わせ・詳しくは、
保健福祉センター (TEL 52-7127) へ

MC (明和チャイルド) くらぶ

- とき・対象児 6月14日(木) = 平成16年11月生まれ、7月12日(木) = 平成16年12月生まれ

- ところ 保健福祉センター
- 受付時間 午前9時30分までに
- 持ち物 母子健康手帳・発達調査票

1歳6カ月児の健康診査

- とき・対象児 6月8日(金) = 平成17年11月生まれ、7月6日

(金) = 平成17年12月生まれ

- ところ 保健福祉センター
- 受付時間 午後1時10分～1時30分
- 持ち物 母子健康手帳・健康診査票

3歳児の健康診査

- とき・対象児 6月15日(金) = 平成15年11月生まれ、7月13日(金) = 平成15年12月生まれ
- ところ 保健福祉センター
- 受付時間 午後1時10分～1時30分
- 持ち物 母子健康手帳・健康診査票

育児相談

- とき・対象者 6月22日(金) = 乳幼児で月齢は不問
- ところ 保健福祉センター
- 受付時間 午前9時30分～10時30分、午後1時30分～2時30分
- 持ち物 母子健康手帳
- 申し込み 相談する人の名前(子どもの場合は生年月日)・電話番号を、前日までに保健福祉センターへ

すこやか赤ちゃん教室

- とき・対象者 7月11日(水) = 平成19年2月～5月生まれの人(今まで参加されたことのない



町民バスに乗ってみませんか！



男性の料理教室の 参加者募集

セカンドライフ応援します！料理の楽しみを味わって、より豊かな人生を送りましょう！

男女（みんな）の連絡会が「誰かまかせになっていませんか？あなたの命！食事は、元気の源！」をテーマに団塊世代対象「男性の料理教室」を開催します。皆さんでおいしい食事をしながら、楽しくおしゃべりをしませんか。

■とき 6月27日（水） 午前10時～午後2時（受け付け＝午前9時30分から）

■ところ 中央公民館調理室

■定員 20人（先着順。男性であれば年齢は問いません）

■参加費 500円

■持ち物：エプロン、バンダナ（手ぬぐい可）、パック容器（持ち帰り用）

■申し込み 6月11日（月）～22日（金）の間に、明和町企画課まちづくり推進係（TEL52-7112）へ
※詳しくは、同係へ。



相可高校の 健康イキイキ食育講座

県立相可高等学校食物調理科では「高校生が提案します！健康イキイキ食育講座」の参加者を募集しています。

■とき 7月15日（日） 午前9時～正午

■ところ 県立相可高等学校 調理室

■内容 ①食育講座、②地元産物を使う実習（A＝調理実習、B＝製菓実習、C＝製パン実習）

■対象・定員 多気郡・松阪市在住の人、60人

■費用 1,000円

■応募方法 6月1日（金）から30日（土）までの間に、住所・氏名・電話番号・実習希望（A～Cのいずれか）を明記の上、はがきかファックスで申し込み。先着順で受け付け。

■申し込み・問い合わせ先
〒519-2181 多気郡多気町相可50 三重県立相可高等学校 食物調理科（TEL・ファックス0598-38-2886）



明和すずしろ会の リサイクル石けん作り

消費生活グループ「明和すずしろ会」が、家庭から出る天ぷら油の廃油を使ったりサイクルせっけんを作ります。一度体験してみませんか。

■とき 7月6日（金） 午前9時～正午

■ところ 中央公民館

■持ち物 エプロン・軍手・マスク・1ℓの牛乳パック2本（つぶしてない物）・廃油（持ってこられる人）

■申し込み 産業課商工観光係（TEL52-7138）へ

※同会では、随時会員を募集しています。詳しくは、産業課商工観光係へ。



2・3日に 斎王まつりを開催

第25回斎王まつり（斎王まつり実行委員会主催）が、6月2日（土）と3日（日）の両日、斎宮歴史博物館周辺ほかで開催されます。

詳しくは、広報めいわ5月号4ページをご覧ください。

今年の大淀の祇園祭は、7月28日（土）（雨天の場合は7月29日（日））に行われます。大淀祭典委員会では、4年前から一般の皆さんの打ち上げ花火を募集しています。花火好きの皆さん、また入学・就職・結婚・初孫誕生・金婚・銀婚祝いなど、



昨年の大淀祇園祭の花火

大淀祇園祭で花火を 上げてみませんか

記念のプレゼントに花火を上げてみませんか。
■申込期間 6月1日（金）～20日（水）
※申し込み・問い合わせは、大淀祭典委員会委員長 山中徹さん（TEL 55・2184）へ。

明和町観光協会（下井清史会長）では、白砂青松の地、自然豊かな大淀海岸で「浜開き」を次のとおり行います。皆さん、ぜひ出かけください。
■とき 7月7日（土） 午前9時30分～
■ところ 大淀海岸海水浴場・キャンプ場
■内容 安全祈願祭の後、宝

昨年の大淀海岸浜開き



7月7日に 大淀海岸浜開き

探し・もちまきなど
※詳しくは、明和町観光協会（TEL 52・0055）へ。

お知らせ

6月3日～9日は
危険物安全週間です

安全週間推進標語

「危険物 目指せ無事故の MVP」

6月3日(日)から9日(土)は
危険物安全週間です。

気温の高くなる夏場は、石油類の
蒸気が発生しやすく、危険物による
火災が起こりやすい時季です。火災
や事故を未然に防止するために、危
険物の貯蔵や取り扱いには十分注意
しましょう。

危険物を取り扱う事業所では、①
啓発活動、②危険物施設の自主点検、
③消火訓練、④保安研修などを行いま
しょう。

※詳しくは、松阪地区広域消防組合消
防本部予防課(TEL0598-25-1412)、
または明和消防署(TEL52-5600)へ。

危険物安全講習会の
お知らせ

■とき 6月8日(金) 午後1時
～4時

■ところ 松阪市嬉野町ふるさと会
館 大ホール

■内容 危険物施設の保安管理につ
いて(講師=名古屋市消防局 桑
原 務さん)、防災ネットワーク
作りの意義について(講師=防災
ボランティアネットワーク松阪代
表 堀端 脩さん)

■受講料 無料

※詳しくは、松阪地区広域消防組合
消防本部予防課(TEL0598-25-
1412)へ。

狩猟免許取得予備講習
会の受講者募集

■とき 6月24日(日) 午前9時
10分～

■ところ 三重県総合文化センター
内 男女共同参画センター セミ
ナー室C

■受講料 初心者=15,000円 経験
者(会員)=7,000円

■対象者 20歳以上の人

■申し込み 6月12日(火)までに、
(社)三重県猟友会(津市桜橋1
丁目林業会館内、TEL059-228-
0923・ファックス059-228-
0988)または(社)三重県猟友
会明和町支部(明和町大字馬之上
945 明和町役場産業課内、
TEL52-7118・ファックス52-
7136)へ

※この講習会は、三重県狩猟免許試
験(7月4日・8月5日)を受験す
るための予備講習です。詳しくは、
(社)三重県猟友会または同会明和
町支部へ。

下水道排水設備工事責
任技術者試験と講習

責任技術者試験

■とき 11月14日(水) 午後1時～

■ところ メッセウイング・みえ
(津市北河路町19-1)

■資格 試験当日に満20歳以上で、
排水設備工事またはそれ以外の下
水道工事・水道工事の設計・施工
に関し、受験申込日現在で2年以上
の実務経験を有する人

■試験の方法 筆記試験=①下水道

納税は忘れず！
今月は下記のとおりです

- 町県民税・1期
- 固定資産税・×
- 軽自動車税・×
- 国民健康保険税・3期
- 介護保険料・3期

の一般知識に関すること、②排水
設備の法律的知識に関すること、
③排水設備の設計・施工および維
持管理の技術的知識に関するこ
と、④排水設備の新設・増設・改
築および撤去工事にかかる事務手
続きなどに関すること

■受験料 5,000円(合格者で責任
技術者証の必要な人は、交付手
料3,000円が必要です)

■申込期間 6月25日(月)～7月
6日(金)(当日消印有効)

■申込先 〒514-0301 三重県津市
雲出鋼管町52-5 (財)三重県下
水道公社雲出川左岸浄化センター
排水設備担当(TEL059-235-2030)

■申込書備え付け場所 役場上下水
道課(TEL52-7120)または松阪
浄化センター(松阪市高須町
3922、TEL0598-53-4856)ほか
県内の浄化センター

※詳しくは、各申込書備え付け場所
へ。

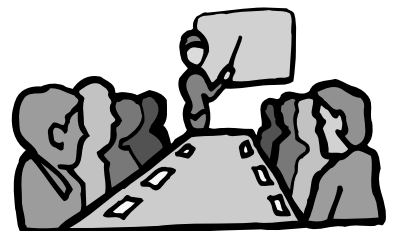
受験講習会

■とき 10月17日(水) 午前9
時30分～午後4時

■ところ メッセウイング・みえ

■費用 7,000円と受講用テキスト
代1,000円

※申込期間・申込先・申込書備え付
け場所・問い合わせ先は、前記試験
と同じ。



紹介します

最新作は「妖魔(ようま)の森」



河村朋子さん
(新茶屋)

松阪農林事務所を病気で退職したわたしが、作家の道を歩むことになったのは、職場体験を面白く書いた原

稿が出版社の目にとまり、本にしてくれたことがきっかけです。

書くことの楽しさを知ったわたしは、いろいろな物語を書きました。ボツになった小説もたくさんありましたが、それでも6冊が世に出ました。

最新作は、忍者を主人公にした怪談「妖魔(ようま)の森」です。

これからも、ジェットコースターのように、読み始めたら止まらないような、面白いものを書いていきたいと思います。

皆さん、どうか応援してください。

おわびと訂正

5月号14ページ「紹介します」のコーナーで、本文中「雅スポーツ少年団ホームページ」は、「雅スポーツ少年団ホームページ http://www.geocities.jp/miyabi_meiwa/」の誤りでした。

おわびし、訂正いたします。

■最大震度別地震回数(平成19年4月11日～5月10日)

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
全国	113	53	19	7	0	1	0	0	0	193
明和町※	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2

※役場に設置の計測震度計による。

人のうごき

5月の人口		4月中の異動	
総人口	23,259人	出生	13人
男	11,234人	死亡	11人
女	12,025人	転入	116人
総世帯	7,582世帯	転出	65人

【明和町ホームページ】

<http://www.town.meiwa.mie.jp>

今月のお話会・ふるさと会館

ふるさと会館では、子どもを対象とした読み聞かせを、おはなし小槌の皆さんが次のとおり行います。

■とき・内容 6月24日(日) 午後2時～＝絵本「あめええ」、「森の水はうたうよ」、紙芝居「なにしてるの？」

■ところ ふるさと会館2階ロビー

【6月の休館日】

4日(月)～15日(金)＝特別館内整理(蔵書点検)、18日(月)・25日(月)・29日(金)

※詳しくは、ふるさと会館(TEL52-7131)へ。

今月の心配ごと相談・保健福祉センター

4日(月) 行政・心配ごと相談(午前9時30分～正午)

18日(月) 心配ごと相談(午後1時30分～4時)

いつきのみや歴史体験館からのお知らせ

●古代の食を体験「粽(ちまき)づくり」

■とき 6月16日(土) 午後1時～3時

■内容 平安時代に宮中で食べられていた粽(ちまき)づくりに挑戦。古代の資料を参考に、もち米・大角豆(ささげ)・灰汁(あく)を使って作ります。

■参加費 500円

■定員 30人

●機織り体験 ～草木染めの糸でオリジナル作品を織りましょう～

■とき 6月23日(土) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

■内容 麻＝高機を使って、ランチョンマットを織ります。絹＝復元した古代の地機で、本格的な機織りを体験します。

■参加費 麻＝1,300円、絹＝1,600円

■定員 麻＝4人、絹＝2人

※ただいま、予約を受け付けています。詳しくは、いつきのみや歴史体験館(TEL52-3890)へ。

一人で悩んでいませんか？

●「しつけ？それとも虐待？」

【相談窓口】

明和町保健福祉センターTEL52-7127

中勢児童相談所TEL059-231-5666

※お気軽に、まずはお電話してください。